

議員定数と議員歳費に関する答申

平成22年12月

【福島町議会基本条例諮問会議】

目 次

答申にあたって	P 2
第1 諮問内容	P 3
第2 検討経過	P 3
第3 調査検討	P 6
1 適正な議員定数（現行12人）の検討	P 6
(1) 検討手順	P 6
(2) 議員の議会活動日数の整理	P 6
(3) 常任委員会の整理	P 8
(4) 議論のポイントの整理	P 8
◎調査検討の結果	P 9
2 適正な議員歳費の検討	P 10
(1) 検討手順	P 10
(2) 現行歳費の整理	P 10
(3) 算定方式の説明	P 10
(4) 財政状況等の確認	P 11
(5) 6方式の仮算定歳出額等の比較	P 12
(6) 5つの原則	P 13
(7) 算定方式の絞り込み等	P 14
(8) 「A. 全国町村議会議長会検討方式」の再整理	P 16
◎調査検討の結果	P 17
○ 検討に用意した資料	
1. 議員の議会活動状況調べ（活動日数）	P 19
2. 議員定数の変遷と全道及び管内の議員数	P 24
3. 議員歳費（報酬）変遷等の調べ	P 25
4. 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）	P 27
5. 今後の財政推計等（まちづくり行財政推進プランによる）	P 28
6. 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）	P 29
7. 6方式の具体的な算定	P 30
8. 第4回会議における議員との意見交換の内容	P 35

答申にあたって

私たちは、本年4月に諮問会議委員の委嘱を受け、議会活動の状況や議会基本条例の内容等を深めるため事前勉強会を2回開催し、諮問会議に臨みました。

本年5月に溝部議長より次の4項目についての諮問を受けて以来、本年11月までに6回にわたる会議を開催してきました。この間、全議員との意見交換を行うとともに、鋭意かつ慎重に検討を重ねてきました。

- 諮問事項1 適正な議員定数（現行12人）の検討
- 諮問事項2 適正な議員歳費の検討
- 諮問事項3 「平成22年度議会評価」の検討
- 諮問事項4 議会基本条例全体の検討

近隣町の議会にあっては、厳しい町財政の状況や人口の減少等を反映し、議会の改革の一環として議員定数も減少する動きがあります。私たちは、このような状況への目配りとともに、本町のかかえる厳しい課題を直視しながら、議会基本条例に定めるように、地域主権社会にふさわしい、「しっかりと討議する議会」、「わかりやすく町民が参加する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」のいっそうの推進によって、議会が福島町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを念頭に、福島町議会のあるべき「議会活動日数、適正な議員定数、適正な議員歳費」の考え方を取りまとめました。以下はその報告です。

議員定数と議員歳費は町民にとっても大きな関心のあるテーマです。議会におかれましては本報告の内容を十分に検討された上で、町民に対してしっかりと説明責任を果たして決定されることを強く望みます。

本報告の検討に際しては、「福島町議会白書（平成21年度版）」、「第55回町村議会実態調査（全国集計・北海道集計）〔平成21年7月1日現在〕」等のデータを基に、議会活動日数の整理、議員歳費を決めるための手法、常任委員会の整理等について集中的に調査分析を行いました。

なお、「平成22年度 議会評価の検討、議会基本条例全体の検討」については、調査が終了しておらず、今後、当会議で鋭意検討する予定です。

平成22年12月1日

■ 諮問会議委員

今 河 敏 行（会長）、金 澤 富士子、要 田 東、神 原 勝

第1 諮問内容

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例第2条の規定に基づき、本年5月31日に溝部議長より、(1)適正な議員定数(現行12人)の検討、(2)適正な議員歳費の検討、(3)平成22年度議会評価の検討、(4)議会基本条例全体の検討についての諮問を受け、委員5人(第5回会議より1名欠員で4人体制)により調査検討を行いました。

第2 検討経過

平成22年11月20日までの検討内容とその確認事項は、次のとおりです。

回数	開催日	検討内容	確認事項
1	6/16 (水)	1 会長の互選 2 協議事項 (1)本年度協議内容の確認 (2)大まかなスケジュール (3)検討資料 3 神原勝委員の解説	1 常磐井武典委員に決定した 2 (1)溝部議長より諮問を受けて4項目について調査検討を進めることを確認、(2)6月～11月までに会議を6回開催することを確認、(3)議会活動状況や全道及び全国の議員定数と報酬等を比較した資料を用意した 3 議会改革のポイントや自律自治体の考え方等についての講話を聴く
2	7/6 (火)	1 協議事項 (1)議員定数について (2)議員歳費について (3)今後の進め方について	1 (1)①表に現れない議員活動の内容等を整理し標準とすべき活動日数を確認、②議員一人当たりの町民数の標準とすべき人数を設定しないことを確認、③常任委員会は2つ(現行の総務教育と経済福祉)とし、1委員会の定数は6名とすることを確認 (2)適正な議員歳費を決めるため手法は次回でさらに協議を行うものとした (3)議員定数を12人とし、3つの方式による歳費総額を仮算定し、これを基に歳費を決める手法について協議を行うものとした
3	7/24 (土)	1 協議事項 (1)議員歳費の仮算定について (2)議員定数について (3)今後の進め方について	1 (1)3つの方式による仮算定を行い協議したが、結論には至らなかった。次の5つの原則を設けて、次回は6つの方式の考え方等をまとめ協議を行うものとした ①議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる、②極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける、③基準と数字を示して説明できる方式をめざす、④財政状況を配慮する、⑤議会活動の活性化をさらにめざす

			<p>(2)8つの案を議論のポイントとし協議したが結論には至らなかった。次回は、福島町議会が独自に取り組んできたものは何があるのか、その特殊性を議会基本条例に照らして、議論のポイントに追加し、さらに協議を行うものとした。</p> <p>(3)次回は前段に議員との意見交換を行い、その意見等を参考にしながら、議員定数及び歳費について、引き続き協議を行うものとした</p>
4	9/4 (土)	<p>1 議員との意見交換 2 協議事項 (1)議員歳費について (2)議員定数について (3)次回の進め方について</p>	<p>1 (全議員出席) 15件の意見があった ※意見交換のポイント ○議員活動日数の考えは ○常任委員会活動の考えは ○歳費を決めるうえで重要視することは ○歳費を決める算定方式の考えは ○諮問会議の検討に望むことは</p> <p>2 (1)6つの方式に「現行」と「元に戻す」の2つを加えた8方式について、5つの原則に即しているか検討(即している○、即していない×、その他△)した。結果、3方式に絞り内容を精査することにした (2)整理するポイント内容を見直した。 (3)引き続き、議員定数及び歳費の検討と議会評価の内容と基本条例全体の検討を行うことにした。 ※常磐井会長が辞職した(9/22付け)</p>
5	10/3 (土)	<p>1 会長の互選 2 協議事項 (1)議員歳費について (2)議員定数について (3)答申書について (4)次回の進め方について</p>	<p>1 今河敏行委員に決定した</p> <p>2 (1)A方式、D方式、E方式のそれぞれの課題(問題点)を確認し、その対応を整理。結果、A方式を改良したものを方式案とし、内容を決定していくことにした (2)2名減とし10人とする意見と現状維持の2つの意見。2つの意見を併記していくことにした (3)構成イメージを確認。具体的なものを早めに作成し、委員に送付することにした (4)議員定数と歳費のまとめ、議会評価の内容と基本条例全体の検討及び答申書の検討を行うことにした</p>
6	11/20 (土)	<p>1 協議事項 (1)議員歳費について (2)議員定数について (3)議会評価及び議会基本条例全体の検討について (4)答申について</p>	<p>1 (1)A方式を改良した「福島町方式」に決定。答申にあたっての意見をまとめた。 (2)10人とする意見と現行のままとする両論を併記した意見でまとめた。 (3)H23年度に委員補充を行い、継続調査することとした。神原委員に、①福島町議会評価の感想、②議員間の自由討議の在り方、③政策提言に向けた取り組みについてのレクチャーを受けた</p>

		<p>2 その他</p> <p>(1) 答申後の議会スケジュール（予定）について</p> <p>(2) 議員歳費（期末手当）の改正について</p>	<p>(4) 案に基づき内容を確認し、一部修正を加えながら答申をまとめた。最終確認は、修正箇所を朱書きしたものを送付することにした。答申予定日を12/1～12/3の間で調整することにした</p> <p>2</p> <p>(1) スケジュール予定を確認した</p> <p>(2) 期末手当の減額改正は了承された</p>
--	--	---	--

第3 調査検討

1 適正な議員定数（現行12人）の検討

（1）検討手順

議員定数を検討する際の大きな要素の一つに議員の「議会活動日数」があります。その実態を掌握するために、議会白書（平成21年度版）による本会議等の活動実績と表（おもて）に現れない活動（目に見えない）を整理し、福島町議会議員の標準とすべき活動日数の確認を行いました。当町の議員定数等の変遷、全道及び渡島管内の議員定数等の状況も併せて確認し、議論にあたってのポイントを整理して調査検討を行いました。

（2）議員の議会活動日数の整理

議員の議会活動日数について、本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事、出張で表（おもて）に現れるものと（表1）、本会議における一般質問や議案の調査や住民接触等の表（おもて）に現れない活動内容（表2及び表4）を確認し、福島町議会の標準とすべき役職別の活動日数を表3のとおり整理しました。

○表1 ^{おもて}表に現れる議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議 長	副議長	議 員
① 本会議、特別委員会、全員協議会、議会報告会	31	31	31
② 常任委員会、議会運営委員会	51	39	26
③ 各種行事への出席、行政視察受け入れ	41	25	11
④ 議長・副議長の出張	40	9	—
計	163	104	68

○表2 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議 長	副議長	議 員
① 本会議に付随する活動	22	38	38
② 常任委員会等に付随する活動	25	25	25
③ 政務調査の活動	8	8	8
④ 住民接触等	24	24	24
⑤ 議長用務	29	—	—
計	108	95	95

○表3 標準とすべき議員の議会活動日数

(単位:日)

区 分	議 長	副議長	議 員
① 表 (おもて) に現れる議員の議会活動日数	1 6 3	1 0 4	6 8
② 表 (おもて) に現れない議員の議会活動日数	1 0 8	9 5	9 5
計	2 7 1	1 9 9	1 6 3

○表4 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動の内容等

項目	内 容	活動日数の基本的な考え方 (※目安として)	判断	標準とすべき活動日数
1. 本会議に付随する活動	(1)一般質問の付随活動 ①質問準備のための調査研究 ②質問準備のための現地調査 ③質問原稿作成 ④質問書の通告(議長への提出) ⑤事前答弁書の確認	◆質問は1年間に4回 ・H20 延べ16人(実5人) 30項目 平均1.9 ・H21 延べ15人(実4人) 26項目 平均1.7 ○1会議2件の質問があるものとし、左記①～⑤に要する日数は4日程度。 ○4日×4回=16日	◎	16日
	(2)議案の調査 ①議案の精読 ②議案の調査 ③質疑、討論の準備	◆H21の会議数 ・定例に再開4回 ・定例に再開以外6回 ○定例に再開する9月は決算審査、3月は当初予算があるため資料は非常に多い ○3月と9月の会議は左記①～③に要する日数をそれぞれ5日とし、後の2回はそれぞれ3日。定例以外の会議は1日程度。 ○(5日×2回)+(3日×2回)+(1日×6回)=22日	◎	22日
2. 常任委員会等付随する活動	①資料の精読 ②資料の調査 ③質疑、討議の準備	◆H21の会議数 ・全51回の2分の1、25回 ○左記①～③の会議に要する日数は1日程度。 ○1日×25回=25日	◎	25日
3. 政務調査の活動	①調査項目の準備 ②調査計画の準備 ③現地調査の実施(視察) ④報告書の整理	◆H21の政務調査 ・平均2回の視察調査 ○1回の視察は2日程度 ○左記①～④の調査に要する日数は1回につき4日程度。 ○4日×2回=8日	◎	8日
4. 住民接触等	①住民との懇談 ②文書質問の準備、提出	◆基準(基礎)となるものはない ○S53に全国町村議会議長会が示した日数は、月2日程度とみて年間24日を標準とした。 ○文書質問含み左記①に要する日数を全国と同様の24日	◎	24日
※議長用務	①議会事務局への指示 ②各種決済	◆H21の出席日数 ・年間118日 ○左記①～②に要する1日当たりの時間は2時間程度。 ○118日×2時間÷8時間=29日	◎	29日

※判断の「◎」は活動に含めるものです。

(3) 常任委員会の整理

議会活動を効率的かつ効果的に行うため地方自治法第109条第1項では、条例で常任委員会を置くことができるとされており、当町議会では、会議条例第110条及び第111条により、6人で構成する「総務教育常任委員会」と「経済福祉常任委員会」及び12人（全員）で構成する広報広聴常任委員会が設置されています。平成21年度の常任委員会の活動状況や渡島管内の常任委員会の設置状況を考慮し、全員で構成する常任委員会を除き、現行の2つの常任委員会を引き続き維持していくことが必要であり、1つの委員会の定数は6人が適切であると整理しました。

(4) 議論のポイントの整理

定数についての議論を行う上でポイントとなる内容を、次のとおり整理しました。

■全国的な動向や標準規定

- ① 地域主権改革の動きの中で議員と議会の活動日数は増加傾向にあること。自治基本条例や議会基本条例による議決案件が増え議決責任も大きくなっていること。
- ② 地方自治法が議員の定数等に関して次のように規定していること。
人口2,000人未満の町村 12人（法律上の上限）
議案の提案提出権～議員定数の12分の1以上の者の賛成
修正の動議～議員定数の12分の1以上の者の賛成
懲罰の動議～議員定数の8分の1以上の者の賛成

■議会基本条例に基づく活動

- ③ 会期を1年（4/1～3/31）とする通年議会とした。会期に制約されることなく議会が自律した議会活動を展開していること
- ④ 町民への説明責任を果たすため、議会報告会（年1回以上）や広報広聴活動を積極的に開催していること
- ⑤ 議決事件を拡大（12の主要な計画を対象）し、議決責任という役割を町長等と応分に分担していること
- ⑥ 1年間の議会活動を全国・全道の町村議会と比較し評価する「議会評価」と議員が活動目標の取り組み等1年間を振り返って評価する「自己評価」を通して広く町民に活動内容を周知し、情報を共有することにより議会活動の活性化を進めていること
- ⑦ 総合計画への提言、行政評価など町政全般について活動展開していること

■その他の検討課題

- ① 1 常任委員会当たり定数6人を再検討する必要はないか
- ② 議員一人当たりの町民数は念頭に置かなくてもよいか

◎調査検討の結果

福島町議会の活動状況、常任委員会の在り方、整理した議論のポイント及び議員定数の変遷並びに渡島管内の議員定数等を参考に調査検討した結果、定数を10人とする意見と現行のままとする2つの意見に分かれました。一つの意見に集約することに至らなかったことから、両論を併記し調査検討の結果とします。しかし議員定数の問題は、基本的には、議会自身が、あるべき議会の姿のさらなる追求とともにきちんと議論し、住民に問うべき問題です。

(1) 定数10人とする意見

議員の議会活動は以前に比べると多くなっていることは充分理解できます。現行の12人でも大変きつい状況にあることも理解しています。しかし福島町の将来を見据え10人で切磋琢磨しながら議会活動をしている姿勢を、町民にアピールしていくことが大事だと考えます。議会基本条例を制定し、様々な議会改革に取り組み注目を浴びている福島町議会であればこそ、12人から10人に減じて頑張る方が、住民に理解されやすいと思います。そして、福島町議会が少ない議員で頑張っていることを全国に発信していただきたいと思います。常任委員会は、正副議長を除く8人の半数(4人)に正副議長が2つの委員会に所属することで1委員会の定数は6人が確保できると考えます。

(2) 現行(12人)のままとする意見

今後の議会活動が従前と決定的に違ってくるのは、地方分権改革によって、議会の役割が非常に重要になってくることです。これまでの自治体運営は行政中心に組み立てられてきましたが、今後は政策の決定や条例の制定において、住民を代表する議会の役割は非常に大きくなります。したがって、現行の12人の定数を減らすことは、分権改革の大きな流れに逆行するおそれがあります。しかし現在、分権改革は進行途上で最終的なかたちには至っていません。現行の定数で財政的に大丈夫なのであれば、当面はこれを維持し、人口5,000人を割った時点で改めて定数を考えても良いと思います。

2 適正な議員歳費

(1) 検討手順

議員歳費の標準率（額）・歳費額を決めるための算定方式として、A. 全国町村議会議長会検討方式、B. 類似団体比較方式、C. 町職員平均給与比較方式による仮の標準率・歳費月額等を確認しました。これにAの方式を改良した3つの方式に「現行」と「元に戻す（12人で12人分の歳費を賄う）」を加えた、8つの算定方式案について、歳費を決めるために整理した5つの原則に即しているかをそれぞれ確認しました。この確認により、原則に即していると考えられる上位3方式に絞り、それぞれについて課題・問題点とその対応を整理して調査検討を行いました。

(2) 現行歳費の整理

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、平成17年3月に設置した「議会活動に関する調査特別委員会」における、議員定数に関する多数意見「12人（10人分の歳費で賄う）」に基づいています。その結果、平成21年7月1日現在の福島町の議員歳費は管内や全道平均の報酬と比べて低いものとなっています。当諮問会議が行った議員との意見交換においても、10人分の歳費で12人分を賄うこととした経緯を踏まえて考えるべき、また、歳費がどのようになるにしても人数で割り返すようなことではなく、人数に応じた歳費にすべきとの意見がありました。現行方式を決定した当時の議会を取り巻く状況は緊迫した厳しいものがあつたと推測します。現在の財政状況や議会活動を考慮すると、現行の特異な歳費の決定方法は見直すべきと考えます。

(3) 算定方式の説明

A. 全国町村議会議長会検討方式

議員と同じ公選職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じることにより、議員歳費を算定する方式

※ 役職別標準率

区分	標準率	計算式
議長	90%	271日 ÷ 301日 = 90.0%
副議長	60%	199日 ÷ 301日 = 66.1%
議員	50%	163日 ÷ 301日 = 54.2%

○活動日数は7ページ表3による
○町長の活動日数は301日とした
(365日-祝日17日-年末年始5日-休日102日+休日等の行事出席60日=301日)

B. 類似団体等比較方式

類似団体等の比較により議員歳費を算定する方式

C. 町職員平均給与比較方式（千葉県栄町議会）

執行部の平均給与をスタンダード（標準）とし議員歳費を算定する方式

D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

A方式で算定される歳費総額を三役（町長、副町長、教育長）の総人件費内に抑えて算定する方式

E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を全国町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

（４）財政状況等の確認

町の決算状況（一般会計）、今後の財政推計及び議会費の一般会計に占める割合を確認しました。次のものを資料として添付しています。

- ① 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
- ② 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
- ③ 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）

(5) 6方式の仮算定歳出額等の比較

10頁(3)のA方式～F方式の6つの方式による歳費月額、年間総額、現行総額との比較及び算定の内容は次のとおりです。年間歳費総額は現行の議員数12人の積算としています。なお、6つの方式の具体的に算定したものを資料として添付しています。

(単位：千円)

方式	歳費月額				年間歳費総額	現行歳費総額との比較	方式の説明等
	議長	副議長	委員長	議員			
A. 全国町村議会議長会検討方式	585	390	347	325	78,640	+47,461 (2.52倍)	○町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じて算定 (町長の年間職務遂行日数301日)
B. 類似団体等比較方式	263	210	191	176	41,915	+10,736 (1.34倍)	○人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の平均月額 (H21.7.1現在の実態調査)
C. 町職員平均給与平均比較方式	423	329	300	279	66,220	+35,041 (2.12倍)	○町職員(一般行政職)の56歳から59歳までの11人の平均給料を議長の標準歳費額とし、これから現行の議長歳費月額に対する副議長、委員長、議員の差を減じる (H22年度給与実態調査)
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比率を加味	315	210	187	175	42,435	+11,256 (1.36倍)	○A方式に、全議員人件費総額が三役人件費総額を超えることのないよう調整率(0.54)を歳費月額に乗じて算定 (三役総額42,511千円÷A総額78,640千円=0.54)
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	247	195	175	162	38,665	+7,486 (1.24倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	266	214	201	195	45,169	+13,990 (1.45倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全国251町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
■現行	198	155	141	131	31,179	-	12人分を議員10人で賄う
■元に戻す					37,078		元に戻し、12人分を12人で賄う

(6) 5つの原則

議員歳費を算定する方式を検討する際に考慮すべき原則を整理し、6方式に「現行」と「元に戻す」を加えた8方式がこれらの原則に即しているか検討しました。原則が歳費の引き上げに、プラスに作用するもの、マイナスに作用するもの、どちらにも作用しないものに区分しました。

- 議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる【プラス】
- 極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける【マイナス】
- 基準と数字を示して説明できる方式をめざす【中立】
- 財政状況に配慮する【マイナス】
- 議会活動の活性化をさらにめざす【プラス】

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数	歳費 抑制	基準 数字	財政 配慮	議会 活動
A. 全国町村議会議長会検討方式	78,640	現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.85倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
B. 類似団体等比較方式	41,915	現行と比較すると1.34倍となる。議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすい。	×	○	×	○	×
C. 町職員平均給与平均比較方式	66,220	現行と比較すると2.12倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.56倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	×	×
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	42,435	現行と比較すると1.36倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費175千円を比較すると0.99倍となる。2元代表制における議員歳費を三役(執行機関)給料総額内に抑える方式である。	△	○	○	○	△
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	38,665	現行と比較すると1.24倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費162千円を比較すると0.92倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	○	○	○	×
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	45,169	現行と比較すると1.45倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費195千円を比較すると1.11倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	○	×
■現行の歳費	31,179	12人分を議員10人で賄う	×	○	×	○	×
■元に戻す	37,078	元に戻し、12人分を12人で賄う	×	○	×	○	×

(7) 算定方式の絞りこみ等

13頁(6)の原則に即しているもの上位3方式(A、D、E)に絞り、それぞれの課題・問題点を確認しながら対応について整理しました。

■ A. 全国町村議会議長会検討方式

[課題・問題点]

- ① 管内、全道と比べ非常に高い歳費月額となる
※議員の例では、全道平均258,776円の1.26倍
- ② 町長給料の変動に大きく左右される
- ③ 町長と議員の責任度合いを同様に考えて良いか
- ④ 議員と議長の歳費月額に大きな差が生じる

[対応と整理]

□ 課題①②③

ア. 議員活動日数の再整理

確認した議員の活動日数は、表に現れる活動68日、表に現れない活動95日、計163日を標準とする考えです。議論では、一般質問への取り組みや本会議に付随した活動の実態等が各議員によってばらつきがあるのではないかとの指摘もありました。H21年度の議会評価を見ると、35項目のうち「△一部水準に達していない」が7項目ありました。この結果は、表に現れない本会議や委員会に付随する活動等が充分でないことも要因にあると考えられます。このため、表に現れない活動日数95日については、1/2を減じて48日を標準とすべき日数とし、表に現れる68日を加えた116日を標準活動日数とする再整理です。これにより、町政の代表者である町長の責任と、町民の代表機関である議会(議員)の責任の重さ(程度)のバランスを考慮しました。

イ. 基準となる給料の再整理

町長の給料から三役の平均給料に基準を変えることで大きな変動を極力避けることができると考えます。

□ 課題④

ほぼ常勤に近い議長は高い歳費額となります。議員を1とした場合の役職別の全道の類似団体(C区分)の比率により、議長、副議長、委員長の歳費月額を算定する再整理です。

※ 北海道町村議会実態調査の役職別比率(平成21年7月1日現在)

議員 1.0 → 委員長 1.08 → 副議長 1.19 → 議長 1.49

■ D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 副町長を置かない場合は歳費月額に大きく影響する
- ② 三役と議会の役割の比較を説明できるか
- ③ 議員定数が少なくなると歳費月額は高くなる

〔対応と整理〕

□ 課題①③

現状からすると、副町長を「置かない」とする想定は難しいと考えます。当該方式はA方式で求めた歳費額の総額を三役人件費総額内に収まるよう調整するものです。仮に副町長を置かない場合の歳費額は当然大幅に少なくなります。逆に議員定数を少なくすると高くなります。特別職や議員数の増減が歳費月額に大きく影響する方式であることから、課題解決はできないと考えます。

□ 課題②

二元代表制における議会と執行機関（三役）の対等関係を、議員歳費の総額と三役人件費の総額の比較で説明することは難しいと考えられます。

■ E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 全道議員の長給料に対する平均割合を活動日数（比率）に置き換えることが説明できるか

〔対応と整理〕

□ 課題①

町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を、北海道町村議会実態調査による議員の長給料に対する平均割合に置き換える方式です。当該実態調査には、議員報酬の決定方法（根拠、方式）の調査項目はありません。相違する尺度に置き換えることの説明は難しいと考えます。

○まとめ

3案の課題・問題点を整理した結果、「A. 全国町村議会議長会検討方式」を再整理し、福島町議会の標準とすべき歳費月額を算定することが適当であると整理しました。

(8) 「A. 全国町村議会議長会検討方式」の再整理

再整理した方式による歳費月額等は次のとおりとなります。なお、次に掲げる表はA方式との比較を参考に記載しています。

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
■福島町方式	41,323 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると1.33倍となる。A方式の4つの課題・問題点を再整理した方式である。	○	○	○	△	○
○歳費月額 議 長 259,000円(1人) 副 議 長 207,000円(1人) 委 員 長 187,000円(3人) 議 員 174,000円(7人)		○算定基準 1. 標準率 議 員 30% (116日÷町長301日) 2. 基準とする給料月額 580,000円(三役平均) 3. 役職調整 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乘じて得た額に調整 委員長 1.08 副 議 長 1.19 議 長 1.49	○補足説明 (a) 議員の活動日数が100%反映 (b) 高くなる歳費月額を抑制できる (c) 方式・数字を説明できる (d) 極力負担を抑えている (e) 活動内容が充分加味される				
備 考		①標準率はP7「表3 標準とすべき議会活動日数」を調整した日数 ②平均給料58万円(町長65万円、副町長57万円、教育長53万円の平均) ③役職調整は町村議会実態調査(北海道集計)による議員報酬額を「1」とした場合の、委員長、副議長、議長の報酬額の比率					



区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
A. 全国町村議会議長会 検討方式	78,640 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると2.52倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
○歳費月額 議 長 585,000円 副 議 長 390,000円 委 員 長 347,000円 議 員 325,000円 〔注〕 仮算定額であること		○算定基準 1. 標準率 議 員 50% (163日÷町長301日) 副 議 長 60% (199日÷町長301日) 議 長 90% (271日÷町長301日) 2. 基準とする給料月額 650,000円(町長給料)	○補足説明 (a) 議員の活動日数が100%反映 (b) 極端に歳費月額が高くなる (c) 方式・数字を説明できる (d) 負担は大幅に増える (e) 活動内容が充分加味される				
備 考		①標準率はP7「表3 標準とすべき議会活動日数」による					

◎調査検討の結果

福島町議会の標準とすべき議員の歳費月額を算定する方式は、全国町村議長会検討方式を改良した方式（以下「福島町方式」という）が最も適当と考えます。この福島町方式は、検討にあたり整理した5つの原則に合致するよう、課題・問題点に即してA方式を改良したものです。特に諮問会議で重要視したのは、①議会活動日数を反映したものとすることと、②基準と数字を示して説明できるものとすることの2点です。議員の議会活動日数を歳費に反映させること、そして根拠となる数字を町民に説明することが重要であると考えました。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はありません。そうした中で、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、それだけに判断がきわめて難しい点がありました。当該方式は、福島町議会の活動状況と議会基本条例における「議員歳費」の位置付けからも、また今後とも持続的に活用できる方式という点からも理想的なものと考えています。

1. 算定方式名

福島町方式

2. 算定基準

- ① 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（301日）の比率30%とします。
- ② 基準とする給料月額を、三役平均給料月額の580,000円とします。
- ③ 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。
委員長1.08 副議長1.19 議長1.49

3. 標準とすべき歳費月額

議員	174,000円
委員長	187,000円
副議長	207,000円
議長	259,000円

※参考（福島町方式による年間歳費総額）

- 定数12人の場合 41,323千円
- 定数10人の場合 34,867千円

○ 検討に用意した資料

1. 議員の議会活動状況調べ（活動日数）
2. 議員定数の変遷と全道及び管内の議員数
3. 議員歳費の変遷等
4. 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
5. 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
6. 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）
7. 6方式の具体的な算定
 - (1) A. 全国町村議会議長会検討方式
 - (2) B. 類似団体等比較方式
 - (3) C. 町職員平均給与比較方式（千葉県栄町議会）
 - (4) D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味
 - (5) E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味
 - (6) F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味
8. 第4回会議（平成22年9月4日）における議員との意見交換の内容

1. 議員の議会活動状況調べ（活動日数）

（1）議員活動の範囲・定義の確認

従来の地方自治法上の議会活動は、「本会議・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・議員の派遣」であったが、平成20年の地方自治法の一部改正により、議会運営や議案審査を充実するために行われてきた「議員全員協議会等の各種会議」を会議規則（当町は条例）に加えることにより正式な議会活動に位置付けることが可能となり、議会活動の範囲が拡充されました。また、当町議会は、昨年4月からスタートした議会基本条例に「通年議会（会期を4月から翌年3月までの1年間とし議会・議員活動を行う）」を定め、そのメリットを活用し幅を広げた議会活動を行っています。議会白書における議会活動の範囲（内容）は次のとおりです。なお、議会白書に記載されていない日常の議員活動（住民接触、調査研究、資料調査など）が他にあります。また、議長は日々、議会事務局への指示（連絡調整を含む）及び決済があります。

（2）会議の種類

- ①本会議（会議条例第6条～第8条）
- ②常任委員会（会議条例第110条～111条 総務教育・経済福祉・広報広聴）
- ③議会運営委員会（会議条例第113条）
- ④特別委員会（会議条例第114条）

（3）会議条例第108条に定める「協議等の場」

- ①全員協議会（議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整）
- ②正副議長・正副委員長会議（議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整）
- ③委員会協議会（委員会の運営に関する協議・調整）

■平成21年度の議会・議員の活動状況

（1）本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・全員協議会

区 分	全議員				委員及び委員外議員			
	本会議	特別委員会	全員協議会	議会報告会	総務教育	経済福祉	広報広聴	議会運営委員会
日 数	16.0	11.0	3.0	1.0	12.0	13.0	4.0	22.0
渡島管内平均	15.8	16.6	6.3	—	20.0 (1委員会平均 8.6)			12.7
全道町村平均	15.0	16.8	6.2	—	17.1 (1委員会平均 7.9)			11.4
全国町村平均	17.4	5.7	4.6	—	9.0 (1委員会平均 6.9)			10.2

(2) 正副議長正副委員長会議・議員の派遣

区 分	正副議長・正副 委員長会議	議員の派遣（研修）		
		全道議長会	渡島管内議長会	4町議会協議会
日 数	2.0	2.0	1.0	1.0

(3) その他の活動

各種行事（学校関係、議員会・林産業活性化議員連盟、消防・自衛隊関係、町主催行事、その他団体行事）の出席及び行政視察受け入れ、議長及び副議長の出張 など

①. 学校関係

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
福島保育所入所式	○	—	—
吉小入学式	○	—	3人
福小入学式	—	—	2人
福中入学式	○	—	—
吉中入学式	—	○	3人
福商業高校入学式	—	○	2人
吉岡幼稚園入園式	—	—	3人
福島幼稚園入園式	—	○	2人
吉岡町民運動会	○	—	1人
福中体育大会	○	—	—
福小大運動会	○	—	—
福島保育所運動会	○	—	—
福島幼稚園運動会	○	—	—
福中学校祭	○	—	—
吉中学校祭	○	—	—
吉小学芸会	○	—	—
福小学習発表会	○	—	—
福中吹奏楽部演奏会	○	—	—
吉幼ゆうぎ会	○	○	—
福中日曜参観日	○	○	2人

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
福保おゆうぎかい	○	○	2人
連合 PTA 会研究大会	○	—	1人
吉岡中学校閉校式	○	○	10人
高等学校卒業式	○	○	2人
吉中卒業式	○	—	4人
福中卒業式	—	○	3人
吉小卒業式	○	—	4人
福小卒業式	—	○	4人
吉岡幼稚園卒園式	○	—	3人
福島幼稚園卒園式	—	—	3人
【31行事】	22回	10回	延べ 54人 平均 5.4回

②. 議員会・林業活性化議員連盟

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
道南林活意見交換会	—	—	1人
道南林活連絡役員会	—	—	1人
森づくり植樹祭	○	○	6人
議員会役員会	—	—	5人
議員会総会	○	○	10人
林活総会	○	○	10人
道南林活総会	—	—	2人
道南林活役員研修会	—	—	1人
【8行事】	3回	3回	延べ 36人 平均 3.6回

④. その他団体行事

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
観光協会通常総会	—	—	3人
春の交通安全町民大会	○	—	2人
林野火災予消防対策	○	—	—
横綱の里商店街総会	—	○	—
コミュニティ運動推進協総会	—	○	—
女だけの相撲大会	○	—	4人
相撲協会定期総会	○	—	1人
交通安全協会総会	○	—	—
商工会通常総会	○	—	3人
火葬場建設安全祈願祭	○	—	7人
老人クラブ連合会総会	—	○	—
やるベイカまつり	○	—	1人
秋の交通安全大会	○	○	—
故川村正氏の法要	○	—	3人
カントリーフェスティバル	○	○	—
黒米料理試食会等	—	○	4人
南北駅伝交流会	○	—	1人
南北駅伝競走大会	○	—	2人
職業援護相談所総会	○	—	—
商工会等新年交礼会	○	—	3人

③. 消防・自衛隊関係

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
自衛隊父兄会定期総会	○	—	—
消防団総合訓練大会	○	○	8人
指揮広報車受納式	○	—	2人
四署消防総合訓練	○	—	1人
函館駐屯地記念行事	○	—	—
福島消防団出初式	○	—	7人
【6行事】	6回	1回	延べ 18人 平均 1.8回

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
建設協会新年交礼会	○	—	—
農協通常総会	○	—	1人
森林組合通常総会	○	—	2人
公明党よこやま信一	○	—	3人
青年主張大会	○	—	3人
【25行事】	20回	6回	延べ 43人 平均 4.3回

⑤. 行政視察等受け入れ

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
高知県吾川郡町村議会	○	○	2人
千葉県袖ヶ浦市議会	○	○	2人
姫路市議会	○	○	2人
秋田県大潟村議会	○	—	2人
神奈川県湯河原町議会	○	○	2人
夕張郡長沼町議会	○	○	2人
福島県塙町議会経済厚生常任	○	○	2人
福島県西郷村議会議運	○	○	2人
三重県朝日町議会	○	○	2人
千葉県横芝光町議会	○	○	2人
埼玉県久喜市議会議運	○	○	2人
宮城県松島町議会議運	○	○	2人
蘭越町議会議運	○	○	2人
三重県四日市市議会	○	○	2人
徳島県佐那河内村議会	○	○	2人
福島県浪江町議会総務常任	○	○	2人
静岡県松崎町議会常任	○	○	2人
北広島市議会議運	○	○	2人
鳥取県江府町議会	○	○	2人
愛媛県新居浜市議会議運	○	○	2人

行事名	出席状況		
	議長	副議長	議員
桜川市オンブスマン	○	—	—
上ノ国町議会	○	○	3人
秩父別町議会	○	○	2人
多摩市議会議運	○	○	2人
兵庫県宝塚市議会会派	○	—	2人
和歌山県美浜町議会	—	—	3人
沖縄県北部市町村議会議長会	○	○	3人
山形県飯豊町議会	○	○	2人
厚真町議会議運	○	○	2人
鳥取県町村議会事務協議会	○	○	2人
南部後志町村議会正副議長会	○	○	3人
西日本新聞取材	—	○	—
大分市議会	—	○	—
大仙市議会会派	○	○	3人
【34回】	31回	30回	延べ 67人 平均 6.7回

⑥. 議長・副議長の出張等

用務	日数等	
	議長	副議長
第9回北海道福島会総会ほか	3	
第34回町村議会議長・副議長研修会		3
渡島西部四町議会議員連絡協議会 第1回理事会	1	1
平成21年度渡島総合開発期成会定期総会	1	
支庁制度改革等に係る地域意見交換会	1	
北海道町村議会議長会定期総会ほか	3	
第7回「地方の元気回復対話交流会」	2	
平成21年度北海道町村議会議長会主催議員研修会	2	
函館開港150周年記念式典		1
平成21年度渡島地方総合訓練大会		1
平成21年度札幌福島会総会	2	
平成21年度札幌・東京要望	3	
北海道町村職員退職手当組合議会定例会	2	
渡島・檜山町村議会議長連絡会議	1	

用務	日数等	
	議長	副議長
衆議院議員選挙当選による表敬訪問(おおさか議員)	1	
ねりんピック北海道・札幌H21	2	
元道議会議員 故川村正氏の法要	1	
陸上自衛隊函館駐屯地59周年記念行事	1	
友好市町調印式	3	
渡島管内市町議会議員研修会	1	1
全国町村議会議長会第53回町村議会議長全国大会	2	
市町村職員中央研修所出講	3	
北海道市町村職員退職手当組合議会定例会	2	
渡島西部四町議会議員連絡協議会 第2回理事会		1
渡島町村議会議長会定例総会	1	
渡島西部四町議会議員連絡協議会議員研修会	1	1
新党大地 新春のつどい	1	
【27用務】	40	9

■ 議員活動日数について（平成21年度実績）

平成21年度の議会・議員の活動状況による、議長、副議長及び議員の平成21年度の議会活動日数は次のとおりです。

区 分	○本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会 + ○正副議長正副委員長会議・議員の派遣	○その他の活動	計
議 長	■全議員 31日+委員等 51日=82日 □全会議に出席	■81日 □出張以外 82回 出張 40日	163日
副 議 長	■全議員 31日+委員等 39日=70日 □経済福祉、広報広聴、議会運営委員会に出席	■34日 □出張以外 50回 出張 9日	104日
議 員	■全議員 31日+委員等 26日=57日 □総務教育、経済福祉、広報広聴、議会運営委員会の 出席合計日数 51日の2分の1	■11日 □出張以外 21.8回	68日

注) ①P19からP22までの実績による活動日数である。

②その他活動分は出張を除き、1回の出席を4時間とし、8時間を1日としている。

2. 議員定数の変遷と全道及び管内の議員数

(1) 当町の議員定数等の変遷

区分	人口	世帯数	有権者数	投票者数	投票率	議員定数	立候補者数	議員1人当たりの町民数
S38	12,629	2,272	6,678	5,482	82.09	26	37	486
S42	11,900	2,465	6,587	5,602	85.05	26	—	458
S46	11,622	2,764	7,143	6,183	86.56	26	34	447
S50	12,188	3,121	7,741	6,904	89.19	26	35	468
S54	11,564	3,081	7,613	6,772	84.62	26	30	445
S58	10,601	3,011	7,154	6,316	88.29	22	26	482
S62	9,314	2,830	6,641	6,014	90.56	18	26	517
H3	8,376	2,748	6,220	5,593	89.92	18	20	465
H7	7,620	2,693	5,906	5,182	87.74	16	17	476
H11	6,997	2,615	5,653	4,812	85.12	16	18	437
H15	6,512	2,602	5,404	4,573	84.62	14	16	465
H19	5,708	2,444	4,858	3,790	78.02	12	13	475
H23	5,263	2,380	4,678					

(注) H23の人口は4月末、有権者数は3月末の人数

(2) 全道及び渡島管内の議員定数等（平成21年7月1日現在）

人口段階区分	町名	人口	面積 (k㎡)	定数	任期満了日
B	鹿部町	4,664	110.6	10	H25.2.19
C	福島町	5,400	187.2	12	H23.8.31
	知内町	5,275	196.6	12	H24.4.8
	木古内町	5,494	221.8	12	H23.4.30
	長万部町	6,622	310.8	12	H23.4.30
D	松前町	9,516	293.0	14	H23.6.30
	森町	18,388	368.2	22	H23.4.22
E	七飯町	28,950	216.6	18	H23.4.30
	八雲町	19,270	955.9	26	H21.10.22

○人口段階区分 B 2,000人以上 5,000人未満、C 5,000人以上 10,000人未満
D 10,000人以上 20,000人未満、E 20,000人以上
■全道C平均 人口 6,571人、定数 12.3人

3. 議員歳費（報酬）変遷等の調べ

（1）議員歳費の変遷と渡島管内、全道及び全国の歳費（報酬）

ア. 当町の議員歳費の変遷

年月日	歳費月額（円）				期末手当 （支給率）	町長の 給 料	町長の給料 に対す る 比 率 （%）	摘 要
	議 長	副議長	委員長	議 員				
S40. 12. 1	12,500	11,000		10,000	300/100	140,000	7.1	
S41. 1. 1	20,000	17,000		14,000		140,000	10.0	
S43. 10. 1	25,000	20,000		17,000		170,000	10.0	
S46. 7. 1	30,000	25,000		22,000		200,000	11.0	
S47. 12. 1					400/100			
S48. 4. 1	55,000	48,000	45,000	40,000		250,000	16.0	
S49. 4. 1	75,000	60,000	55,000	50,000		300,000	16.7	
S51. 9. 1	100,000	80,000	75,000	70,000		360,000	19.4	
S53. 6. 1	125,000	100,000	95,000	90,000		420,000	21.4	
S55. 6. 1	160,000	125,000	115,000	110,000		550,000	20.0	
S60. 12. 1	200,000	160,000	150,000	140,000		600,000	23.3	
H2. 4. 1	230,000	175,000	160,000	150,000		700,000	21.4	
H3. 12. 1					425/100			期末手当 に 15/100 加算
H5. 4. 1	255,000	200,000	180,000	170,000		800,000	21.3	
H17. 4. 1	245,000	195,000	175,000	165,000	(355/100)	650,000	25.4	期末手当 を 75/100 減額支給
H 18. 4. 1	234,000	184,000	165,000	157,000		650,000	24.2	
H 19. 9. 1	198,000	155,000	141,000	131,000		650,000	20.2	
H 22. 4. 1					390/100			期末手当 35/100 引き下げ

イ. 渡島管内、全道及び全国の議員報酬等（平成 21 年 7 月 1 日現在）

人口 段階 区分	町名	議員報酬等（円、％）						給料（円）
		議 長	副議長	議 員	常任委員 長	議会運営 委 員 長	期末手当	町 長
B	鹿部町	239,000 (32.8)	185,000 (25.4)	158,000 (21.7)	167,000 (22.9)	167,000 (22.9)	400/100 加算なし	729,000
C	福島町	198,000 (30.5)	155,000 (23.8)	131,000 (20.2)	141,000 (21.7)	141,000 (21.7)	355/100 加算 15%	650,000
	知内町	243,000 (35.5)	190,000 (27.7)	162,000 (23.6)	171,000 (25.0)	171,000 (25.0)	425/100 加算 15%	685,000
	木古内町	230,000 (54.8)	180,000 (42.9)	153,000 (36.4)	162,000 (38.6)	162,000 (38.6)	350/100 加算 15%	420,000
	長万部町	250,000 (38.6)	205,000 (31.6)	175,000 (27.0)	185,000 (28.5)	185,000 (28.5)	430/100 加算 15%	648,000
D	松前町	257,000 (39.2)	200,000 (30.5)	176,000 (26.8)	183,000 (27.9)	183,000 (27.9)	425/100 加算 15%	656,000
	森 町	265,000 (43.5)	210,000 (34.5)	180,000 (29.6)	190,000 (31.2)	190,000 (31.2)	365/100 加算 15%	609,000
E	七飯町	330,000 (41.3)	260,000 (32.5)	230,000 (28.8)	240,000 (30.0)	240,000 (30.0)	430/100 加算 15%	800,000
	八雲町	270,000 (37.9)	210,000 (29.5)	180,000 (25.3)	190,000 (26.7)	190,000 (26.7)	425/100 加算 15%	712,800

全道	渡島管内	253,555 (38.6)	194,444 (30.4)	171,666 (26.1)	181,000 (27.6)	181,000 (27.6)	416/100	656,644
	C (51)	263,823 (38.0)	210,435 (30.3)	176,676 (25.5)	191,056 (27.6)	191,056 (27.6)	396/100	693,466
	全体 (145)	258,776 (37.5)	207,275 (30.0)	175,135 (25.3)	188,511 (27.3)	188,903 (27.2)	409/100	690,892
	最高	344,000 (音更町)	269,000 (音更町)	240,000 (当別町)	248,000 (当別町)	248,000 (当別町)	445/100 (土幌町)	866,000 (白糠町)
	最小	191,000 (音威子府村)	142,000 (音威子府村)	123,000 (音威子府村)	132,000 (音威子府村)	141,000 (福島町)	120/100 (足寄町)	385,000 (斜里町)

全国	C (251)	273,657 (41.7)	220,288 (33.5)	198,434 (30.2)	204,273 (31.1)	203,934 (31.0)	336/100	656,818
	全体 (992)	286,507 (42.6)	231,744 (34.4)	210,324 (31.2)	215,331 (32.0)	215,789 (32.1)	343/100	673,069

注) 議員報酬等欄の () は町長の給料に対する割合

4. 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）

平成16年度から平成21年度までの一般会計の決算状況等は、次のとおりです。

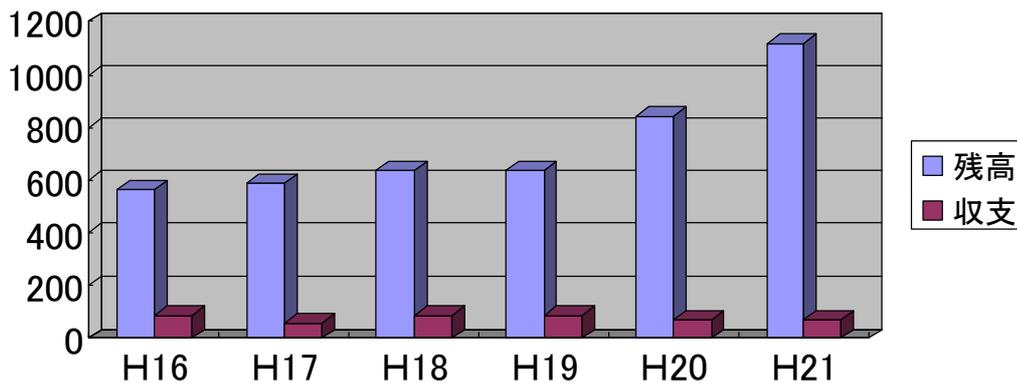
（単位：百万円、％）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	4,468	3,393	3,047	3,244	3,359	4,054
うち地方税	486 (10.9)	467 (13.8)	445 (14.6)	463 (14.3)	463 (13.8)	428 (10.6)
うち交付税	1,698 (38.0)	1,729 (51.0)	1,760 (57.8)	1,727 (53.2)	1,854 (55.2)	1,893 (46.7)
歳出総額	4,380	3,333	2,957	3,157	3,290	3,984
うち議会費	80 (1.8)	70 (2.1)	66 (2.2)	61 (1.9)	58 (1.8)	64 (1.6)
差し引き	88	60	90	87	69	70
財政調整基金 年度末残高	565	586	634	639	839	1,117
地方債現在高	6,270	6,046	5,636	5,259	4,839	4,737

注) () は構成割合である

基金残高と収支の推移

（単位：百万円）



5. 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）

平成22年3月に議決した「福島町まちづくり行財政推進プラン」による、平成22年度から平成26年度までの財政推計等は、次のとおりです。

（単位：百万円、％）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	備考
歳入総額	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち地方税	407 (13.8)	395 (11.6)	381 (13.1)	369 (12.2)	354 (11.8)	H21当初予算額をベースに推計
うち交付税	1,843 (62.4)	1,761 (51.6)	1,773 (61.2)	1,762 (58.3)	1,717 (57.1)	国勢調査推計人口により推計
うち財調繰入金	34 (1.2)	173 (5.1)	77 (2.7)	115 (3.8)	162 (5.4)	歳入不足を補うための財政調整基金の取り崩し
歳出総額	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち人件費	754 (25.5)	738 (21.6)	712 (24.6)	717 (23.7)	673 (22.4)	議員を含む全ての人件費
うち建設事業	171 (5.8)	710 (20.8)	228 (7.9)	390 (12.9)	431 (14.3)	第4次総合計画後期実施計画による事業費
差し引き	0	0	0	0	0	
財政調整基金 年度末残高	850	677	600	485	323	

注) () は構成割合である

○ 推計人口

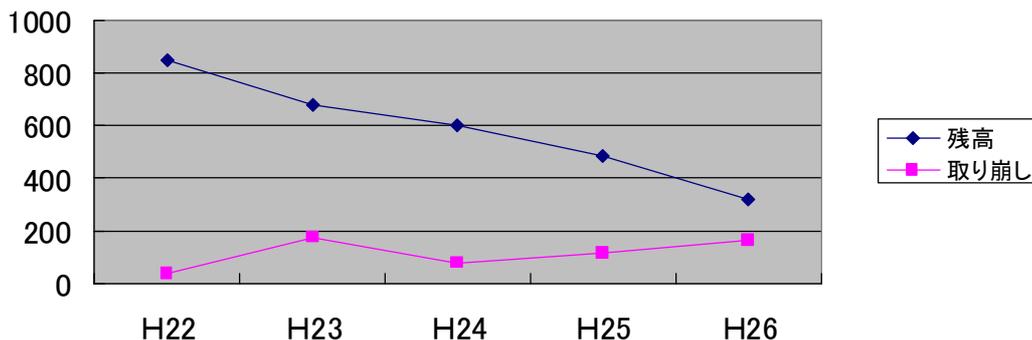
（単位：人）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
4/1 住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,384	5,251	5,091	4,943	4,823	4,641	
国調人口	6,795	5,897					5,251				

H16年度の合併協議時に、(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率をH20.3.31の実績へ乗じて算出

基金残高と取り崩しの推計

（単位：百万円）



6. 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
B	鹿部町	20,580	9,079	10,703	8,511	48,873	2,536,000	1.9
C	福島町	20,316	11,250	12,226	14,329	58,121	3,228,126	1.8
	知内町	24,960	9,353	16,209	15,174	65,696	3,565,000	1.8
	木古内町	23,496	12,758	13,103	6,870	56,227	3,466,515	1.6
	長万部町	26,820	11,159	16,751	14,568	69,298	3,692,000	1.9
D	松前町	31,080	11,381	11,093	12,306	65,863	4,496,200	1.5
	森町	49,386	14,831	25,762	19,407	109,386	8,563,514	1.3
E	七飯町	51,720	18,610	32,250	28,994	131,574	8,600,000	1.5
	八雲町	53,790	10,333	28,044	32,614	124,781	11,873,000	1.1

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全道	渡島管内	33,572	12,083	18,460	16,976	81,091	5,557,817	1.5
	C (51)	28,656	10,128	14,475	12,931	66,190	5,130,183	1.3
	全体 (145)	28,220	10,116	14,885	13,463	66,684	5,096,431	1.3

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全国	C (251)	30,517	8,412	14,073	12,893	65,895	4,429,873	1.5
	全体 (992)	36,095	9,505	17,223	15,531	78,354	5,595,033	1.4

7. 6方式の具体的な算定

(1) A. 全国町村議会議長会検討方式による仮算定額

① 役職別標準率と歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額）算定額	計算式
議長	90%	271日 ÷ 301日 = 90.0%	585,000円	650,000 × 90%
副議長	60%	199日 ÷ 301日 = 66.1%	390,000円	650,000 × 60%
議員	50%	163日 ÷ 301日 = 54.2%	325,000円	650,000 × 50%

注 ①活動日数はP7表3による。

②町長の職務遂行日数は301日とした。

(365日 - 祝日17日 - 年末年始5日 - 休日102日 + 休日等の行事出席60日 = 301日)

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	585,000	7,020,000	2,623,725	①事務費 15,000円 × 12 = 180,000円 ②毎月分 325,000円 × 16.5/100 × 12 月 × 12人 = 7,722,000円 ①+②=7,902,000円	78,639,135
副議長	390,000	4,680,000	1,749,150		
委員長	347,000	4,164,000 (12,492,000)	1,556,295 (4,668,885)		
議員	325,000	3,900,000 (27,300,000)	1,457,625 (10,203,375)		
計	12人	51,492,000	19,245,135	7,902,000	

注 ①委員長の歳費月額、S48からH19までの議員との平均割増率1.07を乗じて求めた。

②委員長は3人、議員は7人として算定した。③歳費額の()内はそれぞれの議員数の計である。以下、同じ。

(2) B. 類似団体等比較方式による仮算定額

① 類似団体等の比較による歳費（月額）

(単位：円)

類似団体等の比較区分	歳費（月額）算定額			
	議長	副議長	委員長	議員
①管内C区分平均（知内、木古内、長万部）	241,000	191,000	172,000	163,000
②全道C区分平均（51町村）	263,000	210,000	191,000	176,000
③全国C区分平均（145町村）	273,000	220,000	204,000	198,000

注 3区分の内、②全道C区分平均を採用した。

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	263,000	3,156,000	1,179,555	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 176,000円×16.5/100×12 月×12人=4,181,760円 ①+②=4,361,760円	41,914,590
副議長	210,000	2,520,000	941,850		
委員長	191,000	2,292,000 (6,876,000)	856,635 (2,569,905)		
議員	176,000	2,112,000 (14,784,000)	789,360 (5,525,520)		
計	12人	27,336,000	10,216,830		

(3) C. 町職員平均給与平均比較方式による仮算定額

① 福島町職員の給与〔福島町職員の給与～H22 給与実態調査より〕

(単位：円)

区分	全体平均		52歳～55歳		56歳～59歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	340,100	380,700	411,800	452,300	423,500	465,100

※給与に含まれている手当～扶養手当、住宅手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当

② 役職別標準率と歳費（月額）算定額

(単位：円)

区分	算定額の考え方	歳費（月額）算定額
議長	56歳～59歳の平均給料を標準とする（課長職）	423,000
副議長	議長の報酬に対し約78%。議長から22%を減じる。	329,000
委員長	議長の報酬に対し約71%。議長から29%を減じる。	300,000
議員	議長の報酬に対し約66%。議長から34%を減じる。	279,000

③ 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	423,000	5,076,000	1,879,155	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 279,000円×16.5/100×12 月×12人=6,629,040円 ①+②=6,809,040円	66,219,465
副議長	329,000	3,948,000	1,475,565		
委員長	300,000	3,600,000 (10,800,000)	1,345,500 (4,036,500)		
議員	279,000	3,348,000 (23,436,000)	1,251,315 (8,759,205)		
計	12人	43,260,000	16,150,425		

(4) D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

全議員の人件費総額が三役（町長、副町長、教育長）の人件費総額を超えないように歳費月額の標準を算定するものです。三役の人件費総額（H22当初予算）42,511千円を超えないように標準を算定することとなります。全国町村議会議長会方式による仮算定の年間歳費額は78,639千円となっているので、超える額の調整率を0.54（42,511千円÷78,639千円=0.540）とし、同じく標準率に乗じて得た額を歳費月額とするものです。

① 調整後の役職別歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額） 算定額	調整後の計算式
議長	90%	271日÷301日=90.0%	315,000円	650,000×90%×0.54
副議長	60%	199日÷301日=66.1%	210,000円	650,000×60%×0.54
議員	50%	163日÷301日=54.2%	175,000円	650,000×50%×0.54

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	315,000	3,780,000	1,412,775	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 175,000円×16.5/100×12 月×12人=4,158,000円 ①+②=4,338,000円	42,434,835
副議長	210,000	2,520,000	941,850		
委員長	187,000	2,244,000 (6,732,000)	838,695 (2,516,085)		
議員	175,000	2,100,000 (14,700,000)	784,875 (5,494,125)		
計	12人	27,732,000	10,364,835		

(5) E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、議長、副議長、委員長及び議員と長との給料に対する当町議会と人口規模が同じCランク(51団体)の平均割合に置き換えて算定するものです。このことは、昭和53年に全国町村議会議長会が示した方式を参考に各団体が議員の活動日数を報酬の決定に反映させていると考えられるからです。昭和53年に全国町村議会議長が示した標準率は、議長40%、副議長33%、議員30%です。

① 標準率置き換え後の役職別歳費(月額)算定額

区分	置き換え後の標準率	全道町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費(月額)算定額	調整後の計算式
議長	38%	38.0%	247,000円	650,000×38%
副議長	30%	30.3%	195,000円	650,000×30%
委員長	27%	27.6%	175,000円	650,000×27%
議員	25%	25.5%	162,000円	650,000×25%

② 年間歳費額

(単位:円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	247,000	2,964,000	1,107,795	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 162,000円×16.5/100×12 月×12人=3,849,120円 ①+②=4,029,120円	38,664,105
副議長	195,000	2,340,000	874,575		
委員長	175,000	2,100,000 (6,300,000)	784,875 (2,354,625)		
議員	162,000	1,944,000 (13,608,000)	726,570 (5,085,990)		
計	12人	25,212,000	9,422,985	4,029,120	

(6) F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

Eの方式同様であり、全国町村議会議長会の実態調査のCランク（251団体）の平均割合に置き換えて算定するものです。

① 標準率置き換え後の役職別歳費（月額）算定額

区分	置き換え後の標準率	全国町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	38%	41.7%	266,000円	650,000 × 41%
副議長	30%	33.5%	214,000円	650,000 × 33%
委員長	27%	31.1%	201,000円	650,000 × 31%
議員	25%	30.2%	195,000円	650,000 × 30%

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	266,000	3,192,000	1,193,010	①事務費 15,000円 × 12 = 180,000円 ②毎月分 195,000円 × 16.5/100 × 12 月 × 12人 = 4,633,200円 ①+② = 4,813,200円	45,168,480
副議長	214,000	2,568,000	959,790		
委員長	201,000	2,412,000 (7,236,000)	901,485 (2,704,455)		
議員	195,000	2,340,000 (16,380,000)	874,575 (6,122,025)		
計	12人	29,376,000	10,979,280	4,813,200	

8. 第4回会議（平成22年9月4日）における議員との意見交換の内容

- ①議長から諮問されたとは言え、何も身分の保証もなく議員の歳費を決めるといのは大変だと思います。議員が予算を伴う条例を作ることは、大変な問題です。今回は、諮問会議が提案することになっていますが、これをこの後議員が提案することになります。諮問された事を議員が組み取って、条例の中に入れていくこととなります。昭和55年に制定した特別職報酬等審議会条例があり、第2条の所掌事項に「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とあります。議会基本条例を作り、議員の歳費を改正する場合は議員が提案することになっています。予算を伴う条例を議員発議で提出して、それを可決することを諮問会議の皆さんはどこまで考えているか。
- ②議会基本条例では、議員の歳費を議員で決めると書いています。決めると言ったら素案も何もないです。議員の事を思い、町長側が特別職の報酬等審議会に提案してそこで決めるとなっています。一番嫌な所を諮問会議にお願いして決めてもらいたいと言っているのです。
- ③議員定数を定める一番大事なことは、福島町の議会に一体議員が何人必要なのか、そこから始めていかなければ駄目だと思います。
- ④諮問会議を設けて、町民の目線から議会を他町も参考にしながら決めていけるということですから、諮問委員の責任とか、決め兼ねると言うことではなく、リラックスして近隣の四町の定数や歳費の問題も基本的なところ拾い上げてそこから一歩ずつ進んでいけば良いのではないかと考えます。従来よりも、諮問会議に世話になり、町民の意見を交えての歳費や議員定数ですから、そんなに責任を感じないで検討していただきたい。
- ⑤前回の改選期の時に10人分の給料を12人で割り返すという事をしました。この考え方について諮問会議の中でどのような意見が出たのか。歳費が上がるにしろ下がるにしろ、人数で割り返すようなことではなく、人数に対する歳費の形を出していただきたい。
- ⑥12人を10人の給料で割り返すというのは、自立プランが出来る前に決めた事です。これは議会が町民との懇談会の中で次期の定数は9人か10人が議論された中で出てきた問題です。歳費を提案すれば、町民の目線といっても高くなったら必ず町民から言われます。諮問会議でも4年前のこの整理の仕方をどのようにするかきちんとしないと前に進めないと思います。

⑦私は10人の報酬を12人で割り返すということに賛成した1人です。議員の委員会活動は、私が始めて議員になった当初から見るとかなりの議会に来る日数が多くなっているのでも10人では駄目で、やはり12人にとということでした。町が大変厳しく赤字財政になるということもあって、議員の報酬を下げるべきだということで私も賛成し、現在に至っている訳です。今の議会活動は、委員長や副委員長を見るとかなりの日数で議会に足を運んでいます。やはり今の歳費では大変だと思います。自分の仕事を持っている人はいいとしても、これから若い人が議員になろうとしても今の歳費では、町のためにはやっていけないのではないかと感じています。歳費の問題については大変なご苦勞だと思います。諮問機関からいただいた意見をこれから議員として慎重に受けとめて、町民のためにしっかりと活動していきたいと思っています。

⑧定数と報酬の問題は一体のものとして考えられると思います。法律の議員定数の上限は2,000人未満の町村で12人です。間もなく5,000人を切るという段階では上限の18人の中に入る12人で現時点では適正、適当な定数と思っています。民意は今日の経済状況の中では、上げるとか増やすことは絶対反対であることは間違いありません。4年前に自立プランで決めた削減はその時代の決定です。時代が動いていく中でどれくらい変化してきたか、動いたかそれによって再度審議しながらどのような諮問結果の意見が出されてもそれを尊重すべきだと思います。尊重するというのと、その通りやるということはまた別だと思っています。

⑨10人を12人で割り返しているのは、その時はそれがやむを得ずそういう形を取ったということだと思います。大きな合併問題が不調に終わった。議会の委員4名は全部反対でした。聞こえてくるには、議会が悪いから合併できないというような話まで聞こえました。まず、合併が出来なかった。そして自立プラン、町単独運営という非常に厳しい状況になってきたこと。常任委員会が2つになったこと。6人ずつ12人です。それを1人ずつ減らして10人にすると、5人ずつの委員会になる。それから委員長、副委員長、議長、副議長というメンバーがその中に入ってくる訳で、非常に編成していくためには苦しい委員会事情になるということもあって、止む無く10人の報酬で12人ということでありました。これは議員とすれば、本当に素晴らしい状況というか、考え方はなかったのかなと今でも自負しております。これからのことですが、4年前とこの4年間の間に議会の変わり様が委員長としてもびっくりするくらい変わっています。委員外委員制度で両方の委員会に出ることができること。当然回数が増えます。委員会そのものも随分増えています。これからの議論になると思いますが、議員を減らしていくという状況にはならないし、委員会を減らすという段階には絶対ならないということになると思います。

⑩平成11年から議長が代わり議会改革に着手してから、随分と議員活動も違いが

出てきました。議会開催の時、会議に参加するだけが議員の活動、表面的なバッチを付けている時が議員活動だという考え方が従来あったと思います。諮問会議に参加させていただいて、実は感動しました。一般質問の準備の期間の日数であるとか、目に見えない活動をしっかりと諮問委員に理解させていただいて、しかも最初に歳費が少な過ぎるという委員の言葉に感動しました。益々、議会改革を基本条例に示した内容でしっかりと活動を進めていかなければならないと思いますし、諮問委員の言葉に足りる活動の内容を作っていかなければいけないと思います。若い人達もしっかりと議会に参加していただく為には、やはり基本条例に示したように必要な標準の歳費を示すべきだと考えています。

⑪歳費の部分で今のままでは、可処分所得で考えると他の仕事をしていた方が良いという理論も成り立つぐらいの額だと思います。更に下げていくというところになるかというところ、生活に不安のある人はまず立候補できません。将来自分が年金をきちんと払って基礎年金プラス別な年金も貰えるというようなことを考えると、若い人が本当に立候補して地方自治を進めていくというところに行くかというところ、気持ちはあってもなかなか出来ない実態が出てくると思います。下げるということは、低所得者を排除する理論に繋がると思います。適正、これはなかなか難しいですが、首長或は特別職、管理職の1時間当たりの単価のようなものを基本（基準）として論議されるべきでないのかと思います。

⑫四町の議員が近い中でそれぞれの町の中で働いて頑張っていることを考えるならば、今の歳費であれば若い人は当然出てこないと言っています。これから先も出てこないと思います。それは、まちづくりとしてはちょっと欠けている所が出てくるのではないかと思います。

⑬アンケートを取って決めるようなニュアンスで言っていますが、それをやってしまうと、今の森町のような見方が出てきた時に、諮問会議としては全くミスをしたようなことになると思うので、その点はもう少し自重した方がいいと思います。議会活動を個々に町民が全て見ている訳ですから、そのような観点からもただ人数を減らせば良いということではなく、民意の反映ということもありますし、今日の意見を総体的に取られて各方面からもう少し詰めていった方が今後の捉え方としては大変諮問委員会としても楽に考えられるのではないかと思います。

⑭人口減や高齢化率 36 パーセント以上の現状からすると、今の議員定数を削減し 10 人が良い感じがします。近隣町の報酬を考えて大体同じレベルの方に持って行ってもらいたいし、委員会も 1 つにしてやっている所もいっぱいあります。そういうことも考慮しながら諮問で色々揉んでいただきたいと思います。